

令和3年

市議会2月定例会追加議案

掛川市

目 次

議案第 51 号	財産の無償譲渡について	1
議案第 52 号	令和2年度掛川市一般会計補正予算（第14号）について	3
議案第 53 号	令和3年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について	37
議案第 54 号	令和3年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	53
議案第 55 号	掛川市国民健康保険条例の一部改正について	65
議案第 56 号	掛川市介護保険条例の一部改正について	67
議案第 57 号	掛川市健康ふれあい館基金条例の廃止について	69
議案第 58 号	掛川市健康ふれあい館条例の廃止について	71

議案第 5 1 号

財産の無償譲渡について

次の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月5日提出

掛川市長 松 井 三 郎

所 在 地	種別	構造・規模等	相 手 方	譲渡の時期
掛川市国安字 同所新田2808番2	建物	鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨造） 平屋建一部2階建 建築面積：3,007.89㎡ 延床面積：3,275.91㎡	静岡市駿河区稲川 三丁目2番23号 株式会社リバティ 代表取締役 福原 良佐	令和3年4月1日

令和 2 年度掛川市一般会計補正予算（第14号）

令和 2 年度掛川市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ52,913千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,546,139千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 5 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金		千円 991,207	千円 50,000	千円 1,041,207
	1 寄附金	991,207	50,000	1,041,207
19 繰入金		1,534,142	2,913	1,537,055
	1 基金繰入金	1,534,110	2,913	1,537,023
歳 入 合 計		64,493,226	52,913	64,546,139

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		17,767,525	45,345	17,812,870
	1 総務管理費	16,594,576	45,345	16,639,921
3 民生費		16,507,572	0	16,507,572
	1 社会福祉費	6,679,019	0	6,679,019
4 衛生費		5,315,248	0	5,315,248
	1 保健費	3,029,454	0	3,029,454
6 農林水産業費		1,441,730	0	1,441,730
	3 林業費	137,840	0	137,840
7 商工費		2,585,751	7,568	2,593,319
	1 商工費	2,585,751	7,568	2,593,319
8 土木費		5,689,987	0	5,689,987
	4 都市計画費	2,276,224	0	2,276,224
	5 住宅費	345,329	0	345,329
10 教育費		6,159,593	0	6,159,593
	2 小学校費	1,530,064	0	1,530,064
	3 中学校費	450,455	0	450,455
	5 社会教育費	860,602	0	860,602
	6 保健体育費	1,487,149	0	1,487,149
歳 出 合 計		64,493,226	52,913	64,546,139

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,537,793	31.9		20,537,793	31.8
2 地方譲与税	529,000	0.8		529,000	0.8
3 利子割交付金	15,000	0.0		15,000	0.0
4 配当割交付金	75,000	0.1		75,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	93,000	0.1		93,000	0.2
6 法人事業税交付金	195,000	0.3		195,000	0.3
7 地方消費税交付金	2,574,000	4.0		2,574,000	4.0
8 ゴルフ場利用税交付金	61,000	0.1		61,000	0.1
9 環境性能割交付金	60,000	0.1		60,000	0.1
10 地方特例交付金	163,113	0.3		163,113	0.3
11 地方交付税	3,278,166	5.1		3,278,166	5.1
12 交通安全対策特別交付金	26,000	0.0		26,000	0.0
13 分担金及び負担金	215,551	0.3		215,551	0.3
14 使用料及び手数料	608,445	0.9		608,445	0.9
15 国庫支出金	20,223,723	31.4		20,223,723	31.3
16 県支出金	3,930,985	6.1		3,930,985	6.1
17 財産収入	65,575	0.1		65,575	0.1
18 寄附金	991,207	1.5	50,000	1,041,207	1.6
19 繰入金	1,534,142	2.4	2,913	1,537,055	2.4
20 繰越金	1,438,967	2.2		1,438,967	2.2
21 諸収入	2,747,183	4.3		2,747,183	4.3
22 市債	5,130,376	8.0		5,130,376	8.0
歳入合計	64,493,226	100.0	52,913	64,546,139	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 議会費	240,798	0.4	
2 総務費	17,767,525	27.6	45,345
3 民生費	16,507,572	25.6	
4 衛生費	5,315,248	8.2	
5 労働費	1,477,117	2.3	
6 農林水産業費	1,441,730	2.2	
7 商工費	2,585,751	4.0	7,568
8 土木費	5,689,987	8.8	
9 消防費	1,567,828	2.4	
10 教育費	6,159,593	9.6	
11 災害復旧費	468,246	0.7	
12 公債費	5,231,231	8.1	
13 予備費	40,600	0.1	
歳 出 合 計	64,493,226	100.0	52,913

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	%				
240,798	0.4				
17,812,870	27.6			45,800	△455
16,507,572	25.6			187	△187
5,315,248	8.2			6,000	△6,000
1,477,117	2.3				
1,441,730	2.2			200	△200
2,593,319	4.0			11,412	△3,844
5,689,987	8.8			11,025	△11,025
1,567,828	2.4				
6,159,593	9.6			8,538	△8,538
468,246	0.7				
5,231,231	8.1				
40,600	0.1				
64,546,139	100.0			83,162	△30,249

2 歳 入

1 8 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
6 一般寄附金	補正前 912,100 補正額 50,000 計 962,100	1 一般寄附金	50,000
計	補正前 991,207 補正額 50,000 計 1,041,207		

(単位：千円)

説 明	備 考
ふるさと応援寄附金 既決予算額 900,000 補正後予算額 950,000 50,000	

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 1,534,110 補正額 2,913 計 1,537,023	1 基金繰入金	2,913
計	補正前 1,534,110 補正額 2,913 計 1,537,023		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 1,031,125 補正後予算額 1,000,876 △30,249 ふるさと応援基金繰入金 既決予算額 369,704 補正後予算額 402,055 32,351 健康ふれあい館基金繰入金 追加 811	

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 人事管理費	補正前	一般財源	2 給料	△1,028
	1,895,486	2,913	3 職員手当等	4,198
	補正額		4 共済費	△257
	2,913			
計				
	1,898,399			
10 財政管理費	補正前	その他	25 積立金	42,432
	504,407	42,432		
	補正額			
	42,432			
計				
	546,839			
29 協働によるまちづくり推進費	補正前	その他		
	112,924	3,068		
	補正額	一般財源		
	0	△3,068		
計				
	112,924			
33 掛川城周辺等施設管理費	補正前	その他		
	48,829	300		
	補正額	一般財源		
	0	△300		
計				
	48,829			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 給与費 2,913</p> <p>(1) 特別職 2,913</p> <p>既決予算額 30,339 補正後予算額 33,252</p> <p>特別職給料 17,179 (△1,028減)</p> <p>特別職退職手当 4,221 (追加)</p>	
<p>1 財政管理費 42,432</p> <p>(1) 基金積立金費 42,432</p> <p>既決予算額 497,691 補正後予算額 540,123</p> <p>ふるさと応援基金積立金 534,344 (42,432増)</p>	
財源更正	
財源更正	

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	その他		
	16,594,576	45,800		
	補正額	一般財源		
	45,345	△455		
計				
	16,639,921			

(単位：千円)

説 明	備 考

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
5 障がい者福祉費	補正前	その他		
	2,090,622	187		
	補正額	一般財源		
	0	△187		
計	2,090,622			
計	補正前	その他		
	6,679,019	187		
	補正額	一般財源		
	0	△187		
計	6,679,019			

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

4款 衛生費

1項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 母子保健事業費	補正前	その他		
	745,919	6,000		
	補正額	一般財源		
	0	△6,000		
計	745,919			
計	補正前	その他		
	3,029,454	6,000		
	補正額	一般財源		
	0	△6,000		
計	3,029,454			

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

6 款 農林水産業費

3 項 林業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 森林空間活用事業費	補正前	その他		
	11,880	200		
	補正額	一般財源		
	0	△200		
計	11,880			
計	補正前	その他		
	137,840	200		
	補正額	一般財源		
	0	△200		
計	137,840			

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 商工業振興費	補正前	その他	12 役務費	7,568
	2,439,587	10,301		
	補正額	一般財源		
	7,568	△2,733		
計				
2,447,155				
3 観光振興費	補正前	その他		
	141,731	1,111		
	補正額	一般財源		
	0	△1,111		
計				
141,731				
計	補正前	その他		
	2,585,751	11,412		
	補正額	一般財源		
	7,568	△3,844		
計				
2,593,319				

(単位：千円)

説	明	備 考
1 地域経済活性化事業費	7,568	
(1) ふるさと納税推進費	7,568	
既決予算額 419,601 補正後予算額 427,169 インターネット掲載手数料 55,554 (5,515増) クレジット収納代行手数料 7,949 (454増)		
財源更正		

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
7 公園緑地管理費	補正前	その他		
	309,556	4,714		
	補正額	一般財源		
	0	△4,714		
計	309,556			
計	補正前	その他		
	2,276,224	4,714		
	補正額	一般財源		
	0	△4,714		
計	2,276,224			

8 款 土木費

5 項 住宅費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 営繕指導費	補正前	その他		
	197,652	6,311		
	補正額	一般財源		
	0	△6,311		
計	197,652			

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

8款 土木費

5項 住宅費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	その他		
	345,329	6,311		
	補正額	一般財源		
	0	△6,311		
計	345,329			

(単位：千円)

説 明	備 考

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 魅力ある小学校づくり推進費	補正前	その他		
	891,712	4,924		
	補正額	一般財源		
	0	△4,924		
計	891,712			
計	補正前	その他		
	1,530,064	4,924		
	補正額	一般財源		
	0	△4,924		
計	1,530,064			

10款 教育費

3項 中学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 魅力ある中学校づくり推進費	補正前	その他		
	102,440	2,705		
	補正額	一般財源		
	0	△2,705		
計	102,440			

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

10款 教育費

3項 中学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	その他		
	450,455	2,705		
	補正額	一般財源		
	0	△2,705		
計	450,455			

10款 教育費

5項 社会教育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2人づくり推進費	補正前	その他		
	287,979	100		
	補正額	一般財源		
	0	△100		
計	287,979			
計	補正前	その他		
	860,602	100		
	補正額	一般財源		
	0	△100		
計	860,602			

(単位：千円)

説 明	備 考

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

10款 教育費

6項 保健体育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 スポーツ施設費	補正前	その他		
	275,359	809		
	補正額	一般財源		
	0	△809		
計	275,359			
計	補正前	その他		
	1,487,149	809		
	補正額	一般財源		
	0	△809		
計	1,487,149			

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考		
		報 酬	給 料	期末手当	地域手当	その他手当				計	
補 正 後	長等	3		24,897	12,020		9,195	46,112	5,134	51,246	
	議員	19	94,251		27,955			122,206	33,365	155,571	
	その他	2,428	165,450					165,450		165,450	
	計	2,450	259,701	24,897	39,975		9,195	333,768	38,499	372,267	
補 正 前	長等	3		25,925	12,020		4,997	42,942	5,391	48,333	
	議員	19	94,251		27,955			122,206	33,365	155,571	
	その他	2,428	165,450					165,450		165,450	
	計	2,450	259,701	25,925	39,975		4,997	330,598	38,756	369,354	
比 較	長等			△ 1,028			4,198	3,170	△ 257	2,913	
	議員										
	その他										
	計			△ 1,028			4,198	3,170	△ 257	2,913	

令和3年度掛川市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度掛川市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ244,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,368,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和3年3月5日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 財産収入		千円 64,409	千円 △2	千円 64,407
	1 財産運用収入	30,757	△2	30,755
19 繰入金		2,208,620	244,422	2,453,042
	1 基金繰入金	2,208,620	244,422	2,453,042
歳 入 合 計		49,123,662	244,420	49,368,082

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,845,365	千円 240,000	千円 6,085,365
	1 総務管理費	4,809,603	240,000	5,049,603
7 商工費		1,295,752	4,420	1,300,172
	1 商工費	1,295,752	4,420	1,300,172
歳 出 合 計		49,123,662	244,420	49,368,082

第2表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
健康ふれあい館改修費負担金	自 令和 3 年度 至 令和 5 年度	270,000
経済変動対策貸付金利子補給金 (令和3年度分)	自 令和 3 年度 至 令和 7 年度	28,945

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	19,916,419	40.5		19,916,419	40.3
2 地方譲与税	518,000	1.1		518,000	1.1
3 利子割交付金	15,000	0.0		15,000	0.0
4 配当割交付金	74,000	0.2		74,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	94,000	0.2		94,000	0.2
6 法人事業税交付金	153,000	0.3		153,000	0.3
7 地方消費税交付金	2,701,000	5.5		2,701,000	5.5
8 ゴルフ場利用税交付金	68,000	0.1		68,000	0.1
9 環境性能割交付金	73,000	0.1		73,000	0.1
10 地方特例交付金	517,413	1.1		517,413	1.1
11 地方交付税	3,278,000	6.7		3,278,000	6.6
12 交通安全対策特別交付金	25,000	0.1		25,000	0.1
13 分担金及び負担金	190,153	0.4		190,153	0.4
14 使用料及び手数料	586,942	1.2		586,942	1.2
15 国庫支出金	7,020,588	14.3		7,020,588	14.2
16 県支出金	3,460,901	7.0		3,460,901	7.0
17 財産収入	64,409	0.1	△2	64,407	0.1
18 寄附金	938,755	1.9		938,755	1.9
19 繰入金	2,208,620	4.5	244,422	2,453,042	5.0
20 繰越金	50,000	0.1		50,000	0.1
21 諸収入	2,761,262	5.6		2,761,262	5.6
22 市債	4,409,200	9.0		4,409,200	8.9
歳入合計	49,123,662	100.0	244,420	49,368,082	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 議会費	260,599	0.5	
2 総務費	5,845,365	11.9	240,000
3 民生費	15,695,240	32.0	
4 衛生費	5,547,166	11.3	
5 労働費	1,514,777	3.1	
6 農林水産業費	1,339,599	2.7	
7 商工費	1,295,752	2.6	4,420
8 土木費	4,922,946	10.0	
9 消防費	1,704,058	3.5	
10 教育費	5,761,506	11.7	
11 災害復旧費	181,596	0.4	
12 公債費	5,017,725	10.2	
13 予備費	37,333	0.1	
歳 出 合 計	49,123,662	100.0	244,420

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
260,599	0.5				
6,085,365	12.3				240,000
15,695,240	31.8				
5,547,166	11.2				
1,514,777	3.1				
1,339,599	2.7				
1,300,172	2.6			△2	4,422
4,922,946	10.0				
1,704,058	3.4				
5,761,506	11.7				
181,596	0.4				
5,017,725	10.2				
37,333	0.1				
49,368,082	100.0			△2	244,422

2 歳 入

1 7 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 利子及び配当金	補正前	1 利子及び配当金	△2
	18,356		
	補正額		
	△2		
	計		
	18,354		
計	補正前		
	30,757		
	補正額		
	△2		
	計		
	30,755		

(単位：千円)

説 明	備 考
健康ふれあい館基金利子収入 皆減	△2

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 2,208,620 補正額 244,422 計 2,453,042	1 基金繰入金	244,422
計	補正前 2,208,620 補正額 244,422 計 2,453,042		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 1,679,000 補正後予算額 1,923,422 244,422	

19款 繰入金

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
19 行政改革推進費	補正前	一般財源	18 負担金補助及び交 付金	240,000
	12,921	240,000		
	補正額			
	240,000			
	計			
	252,921			
計	補正前	一般財源		
	4,809,603	240,000		
	補正額			
	240,000			
	計			
	5,049,603			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 公共施設マネジメント推進費 240,000 既決予算額 8,771 補正後予算額 248,771 健康ふれあい館改修費負担金 240,000 (追加)	

7款 商工費

1項 商工費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 商工業振興費	補正前	一般財源	18 負担金補助及び交 付金	4,422
	264,713	4,422		
	補正額			
	4,422			
計				
269,135				
7 観光受入推進費	補正前	その他	24 積立金	△2
	40,516	△2		
	補正額			
	△2			
計				
40,514				
計	補正前	その他		
	1,295,752	△2		
	補正額	一般財源		
	4,420	4,422		
計				
1,300,172				

(単位：千円)

説 明	備 考
1 金融対策費 4,422 既決予算額 16,944 補正後予算額 21,366 経済変動対策貸付金利子補給金 18,499 (4,422増)	
1 観光施設整備基金積立金費 △2 既決予算額 18 補正後予算額 16 健康ふれあい館基金積立金 (△2皆減)	

債務負担行為で令和3年度以降にわたるものについての令和2年度末までの
支出額の見込及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 債務負担に係るもの

上段：補正前 下段：補正後

(単位 千円)

事 項	限度額	2年度末までの 支出見込額		3年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
健康ふれあい館改修費負担金	270,000								
				3 ～ 5	270,000				270,000
経済変動対策貸付金利子補給金 (令和3年度分)	28,945								
				3 ～ 7	28,945				28,945

令和 3 年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ107千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,791,906千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 5 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		千円 8,359,725	千円 107	千円 8,359,832
	1 県補助金	8,359,725	107	8,359,832
歳入合計		11,791,799	107	11,791,906

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 8,249,220	千円 107	千円 8,249,327
	6 傷病手当金	0	107	107
歳 出 合 計		11,791,799	107	11,791,906

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補正額
1 総務費	163,927	1.4	
2 保険給付費	8,249,220	70.0	107
3 国民健康保険事業費納付金	3,223,199	27.3	
4 共同事業拠出金	2	0.0	
5 保健事業費	133,464	1.1	
6 基金積立金	787	0.0	
7 公債費	200	0.0	
8 諸支出金	15,164	0.1	
9 予備費	5,836	0.1	
歳 出 合 計	11,791,799	100.0	107

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
163,927	1.4				
8,249,327	70.0	107			
3,223,199	27.3				
2	0.0				
133,464	1.1				
787	0.0				
200	0.0				
15,164	0.1				
5,836	0.1				
11,791,906	100.0	107			

2 歳 入

4 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 保険給付費等交付金	補正前 8,359,272 補正額 107 計 8,359,379	2 特別交付金	107
計	補正前 8,359,725 補正額 107 計 8,359,832		

(単位：千円)

説 明	備 考
特別調整交付金 107 既決予算額 10,830 補正後予算額 10,937 107×10/10	

3 歳 出

2 款 保険給付費

6 項 傷病手当金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 傷病手当金	補正前	国県支出金	18 負担金補助及び交 付金	107
	0	107		
	補正額			
	107			
	計			
	107			
計	補正前	国県支出金		
	0	107		
	補正額			
	107			
	計			
	107			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 傷病手当金（新型コロナウイルス） 追加 傷病手当金 107 1,000円×2/3×8時間×10日×2人	107

議案第55号

掛川市国民健康保険条例の一部改正について

掛川市国民健康保険条例（平成17年掛川市条例第113号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年3月5日提出

掛川市長 松井 三郎

掛川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険条例（平成17年掛川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分
に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき</u>又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき</u>又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

掛川市介護保険条例の一部改正について

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年3月5日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 87,600円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が120万円以上<u>200万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 100,800円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が<u>200万円以上300万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 114,000円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が<u>300万円以上400万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 87,600円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が120万円以上<u>210万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 100,800円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が<u>210万円以上320万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 114,000円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が<u>320万円以上400万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第57号

掛川市健康ふれあい館基金条例の廃止について

掛川市健康ふれあい館基金条例（平成17年掛川市条例第62号）を廃止する条例を裏面のとおり定める。

令和3年3月5日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市健康ふれあい館基金条例を廃止する条例

掛川市健康ふれあい館基金条例（平成17年掛川市条例第62号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第58号

掛川市健康ふれあい館条例の廃止について

掛川市健康ふれあい館条例（平成17年掛川市条例第119号）を廃止する条例を裏面のとおり定める。

令和3年3月5日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市健康ふれあい館条例を廃止する条例

掛川市健康ふれあい館条例（平成17年掛川市条例第119号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

